

2026 年度 上智大学新入生奨学金 出願要項

※カトリック高校特別入学試験出願者向けの奨学金を出願する場合/公募推薦入試対象上智大学ソフィア会生活支援奨学金と併願する場合は出願要項が異なりますので、本学 WEB サイトでご確認ください。

※入学時の在留資格が「留学」の方は出願要項が異なりますので、本学 Web サイトでご確認ください。

Students who have or will have a Student visa should visit [here](#).

本奨学金は、本学への入学を第一志望とする者で、経済的理由により入学が困難、かつ出身学校（現在の在籍校もしくは最終出身校）の成績が優秀な者に対して学資金の給付を行い、人材の育成に資することを目的とした奨学金です。

募集対象

2026 年度上智大学入学試験出願者で、上記の趣旨に該当する者。

給付額

「上智大学新入生奨学金規程」に基づき選考し、採用者については下記のいずれかの額を給付します。

- ① 授業料相当額（年額）
- ② 授業料半額相当額（年額）
- ③ 授業料 3 分の 1 相当額（年額）

採用期間

※入学初年度 1 年間のみの採用となります。

- ・2026 年度 春入学者：2026 年 4 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日
- ・2026 年度 秋入学者：2026 年 9 月 21 日 ～ 2027 年 9 月 20 日

申請期間

受験する入試により、新入生奨学金の出願期間が異なりますので、こちらの[本学 Web サイト](#)で出願期間をご確認ください。

なお、複数の入試種別で受験される方は、入試ごとに新たに新入生奨学金に出願する必要があります。

本学 Web サイト (WEB PILOTI) > 奨学金情報 > 入学前に出願する奨学金 > 学部入試受験生対象奨学金)

申請方法

- ・簡易書留郵便またはレターパックプラスを使用し、入学願書とは別便で学生センター下記送付先に郵送してください。
- ・出願書類は出願締切日の当日消印有効です。ただし、海外から郵送する場合は、締切日までに必着となるように送付してください。
- ・海外居住者でやむを得ない事情により、郵送での出願が困難な場合は、メールでの出願も認めます。希望される学生は事

前に連絡してください。

・願書受付期間以外は、如何なる理由でも受付できません。

奨学金書類送付先

〒 102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1
上智大学 学生センター 経済支援担当 宛
「**新入生奨学金（〇〇入試）願書在中**」
(電話番号 03-3238-3523)

※〇〇には一般選抜、公募制推薦入試など入試種別を明記。

選考

提出された奨学金申請書等の内容および経済状況・学業成績を考慮し、選考します。

採否通知

採否通知は、合格発表日当日に本人宛てにメールにてお知らせします（一般選抜受験生で複数学科を受験している場合は合格発表日が一番早い発表日付でメールをお送りします）。なお、奨学金採用者は納付金振込票（Web 出願システムからダウンロード）の納入額から奨学金採用額が減額されています。

提出書類

以下の①～⑧の書類が必要です。(ただし⑥⑦は該当者のみ)

①	奨学金申請書 (写真貼付) (本学所定用紙)	・本人が記入（入力）すること（誓約書は本人署名） ・家族欄には、別居・同居を問わず、父母、父母の扶養下にある祖父母、兄弟姉妹の情報を全て入力してください ・父母は、別居・離別・死別等を問わず記入してください。ただし、離別・死別等の理由で家計を同一にしていない場合は、家族欄下に発生年月と事由を記入してください ・本人が社会人で独立生計の場合は父母の記入は不要 ・出願者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報を記入してください ・同居していても家計が別である（経済的に独立している、扶養に入っていない）場合は記入しないでください ・家族欄の年収：令和 7 年度（令和 6 年分）の所得証明書を確認し、給与収入の場合は、「給与収入金額」、自営の場合は、「営業所得金額」を記入してください ・家族欄の学校名：就学者の場合は、<u>国公立の別も記入してください</u> ・本人の履歴： 高校から現在まで、空白の期間がないように記入してください ・留学・休学等は、その時期と内容を記入してください。高校、大学卒業後、就職・予備校通学、自宅学習の期間がある場合は記入してください（在学中のアルバイトは記入不要）
②	成績関係書類 (原本)	・出身（在籍）高等学校の評定平均値が記載された調査書 ・海外高校出身者は、GPA が記載された成績証明書
③	住民票 (原本)	・本人・父母・（本人が既婚の場合は）配偶者および主たる家計支持者の被扶養者全員の住民票（世帯分まとめて 1 枚にして提出することも可） ・死別/離別している父、または母の分は提出不要。別生計で独立している祖父母や兄弟姉妹の分も提出不要。 ・本人が社会人で独立生計の場合は父母の住民票は不要 ・発行後 3 ヶ月以内、世帯主の氏名と続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載が無いものを提出してください。

		・同一生計で別居中の家族についても住民票の提出が必要 例) 自宅外通学の兄弟、単身赴任で別居中の父親は提出必要 ・外国籍の家族（本人含む）についても住民票の提出は必要
④	令和 7 年度 (令和 6 年分) 所得証明書 または 非課税証明書 (原本)	・2025 年 1 月 1 日時点住民登録を行っていた市区町村役場で発行されます ・本人・父母・同一生計の家族全員分（就学中の兄弟姉妹は除く） ・（本人が既婚の場合は）配偶者の所得証明書（または非課税証明書） ・出願者本人の所得証明書も必ず提出してください ・死別/離別した方や経済的に独立している別生計の方の分は不要 ・本人が社会人で独立生計の場合は父母の所得証明は不要 ・令和 6 年分（2024 年 1 月～12 月）の総収入、配偶者・扶養控除が記載されたもの ・所得金額の記載が無く、課税・非課税の文言のみの証明書は不可 ・海外赴任のために発行されない場合は、2024 年の収入が記載された収入証明書を提出してください（英語以外の言語は、日本語訳を添付してください） ・別居している父母についても要提出 ・所得のない場合は非課税証明書、または所得金額が 0 と記載されている所得証明書を提出 ・同一生計内の祖父母、18 歳以上の兄弟姉妹についても提出する必要があります ただし、18 歳以上で在学証明書を提出する方、経済的に独立している方は提出不要です ・父母・配偶者以外に経費支弁者がいる場合は、その方の所得に関する証明書も必要です（例：祖父母から支援を受けている場合など）
⑤	④以外の所得に関する証明書 ※父母、（本人が既婚の場合）配偶者、その他の家計支持者の書類を提出すること	
	令和 6 年分 源泉徴収票	・給与収入があった方は提出 ・複数の職場に勤めている場合は、全ての職場の源泉徴収票を提出 ・発行してもらっていない、紛失等により手元に無い場合、会社に発行を依頼すること
	令和 6 年分 確定申告書 (第一表/第二表)	・確定申告をした方は提出 ・株式譲渡などの分離課税の所得がある人は第三表も併せて提出 ・2025 年 2 月～3 月に申告したもの
	令和 6 年分 年金関係書類	・2024 年に年金を受給していた方は提出（年金交付通知書、源泉徴収票など） ※複数の年金を受給している場合、全ての年金について書類の提出が必要 ・遺族年金・障害者年金等も提出が必要
⑥	兄弟姉妹の 在学証明書 (原本)	・高等学校以上に在籍する兄弟姉妹がいる方は提出必須（学生証写し不可） ・予備校生は学生とみなしません
⑦	その他の提出書類 該当する方のみ、提出してください。	
	生活保護決定 (変更)通知	・生活保護を受けている方は提出 ・通知書は金額の記載があるものを提出
	雇用保険受給 資格証	・失業給付金を受給している方、受給予定の方は提出 ・職業安定所で発行されます
	障害者手帳 介護保険被保険 者証	・出願者本人を含め、同一生計の家族に障害がある方、要介護者がいる方は提出

	罹災証明書	・災害救助法適用地域に居住もしくは勤務し被害に遭われた場合、罹災証明書を提出
⑧	出願書類 チェックリスト	・出願に必要な書類を確認の上、 ☐ チェックをつけてください

※**原本の指示がない書類については、全てコピーを提出してください。**（原本が必要な書類は、発行後 **3 か月以内**のもの）

書類記入上の注意

- ① 出願書類は必ず本人が入力、記入してください。（手書きの場合は、黒の消えないペンまたはボールペンを使用すること）
なお、誓約書（誓約欄）はプリントアウト後、自筆署名してください。
- ② 書類に不備または記入内容に虚偽がある場合は、選考対象から除外します。また、採用後に虚偽が判明した場合には、奨学金の返還を求めることがありますので、正確に記入してください。
- ③ 提出された出願書類は、奨学金の選考以外の目的には使用しません。
- ④ 提出された出願書類は返却しません。
- ⑤ 状況に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

入学手続に必要な費用の納入方法

奨学金採用者の納付金振込票（Web 出願システムからダウンロード）は奨学金採用額が減額されています。当振込票で入学手続に必要な費用を納入してください。

被災学生への経済支援特別措置

入学志願者を対象とした経済支援特別措置について、本学 Web サイト（WEB PILOTI> 奨学金情報> 被災学生への特別措置）で公開しています。該当する方は、本奨学金に加え上記特別措置にも申込み（併願）できます。ただし、両方に採用となった場合、授業料減免分については採用額が高い方のみの採用となります。

その他

- ① 新入生奨学金は、経済的に困難な状況にある学生を対象としていますので、父母等の前年度の収入が多い場合、採用になりません。父母等の年収合計が、給与収入で 700 万円（税込）、営業所得等で 400 万円を超える場合は採用が難しくなります。ただし、年収がこの金額を超えている場合でも、家族数や就学者数などを含む経済状況によっては採用されることがあります。
- ② 新入生奨学金と高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援含む）との併給については、本学 Web サイトを確認してください。
「[学内授業料減免奨学金との併給について](#)」
- ③ 新入生奨学金採用者は、同一年度の授業料を対象とする他の上智大学奨学金には出願できません。
- ④ 日本学生支援機構などの本学以外の奨学金には出願することができます。
- ⑤ **新入生奨学金は 1 年間のみの採用です。**次年度以降、授業料減額の奨学金を希望する場合は、「上智大学修学奨励奨学金」に出願する必要があります。2027 年度授業料対象の上智大学修学奨励奨学金に出願を希望する場合は、2026 年 9 月下旬に本学 Web サイトを確認し、出願してください。

問い合わせ先

上智大学学生センター経済支援担当

E-mail) scholarship-co@sophia.ac.jp Phone) 03-3238-3523